

令和5年度 第8回農業委員会総会 (5.10.20)  
開 会 午後2時30分 小平市役所 6階 601会議室

議 長～ ただいまから、令和5年度・第8回農業委員会を開催します。  
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていますよう、  
お願いいたします。  
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ござい  
ませんか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 7番 森田委員、8番 井上委員をお願いします。

**第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件**

議 長～ 1番 申 請 者  
2番 申 請 者  
以上2件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 1番及び2番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業  
の主たる従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。

1番  
現地案内図は、1ページ、1番です。  
7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員～ 10月16日、11番小川委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ダ  
イコン、カキ、クリ、レモン、ミカン、ニンジン、サトイモが作付けされており、  
問題ございません。

事 務 局～ 2番  
現地案内図は、2ページ、2番です。  
4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 10月16日、15番高橋委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ミ  
カンが栽培されていました。下草もなく、管理された畑で問題ございません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上2件を従事者として証明することに決定いたします。

## **第2号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件**

議 長 ～ 3番 申請者  
4番 申請者

以上2件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 ～ 3番及び4番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であることの証明発行の依頼によるものでございます。

3番

現地案内図は、2ページ、3番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員 ～ 10月16日、15番高橋委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ナス、ピーマン、サトイモ、サツマイモが作付けされていまして。非常によく管理された畑で問題ございません。

事務局 ～ 4番

現地案内図は、3ページ、4番です。

7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員 ～ 10月16日、11番小川委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ナシ、サトイモ、ナス、ネギが作付けされていまして。問題ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上2件を適格者として証明することに決定いたします。

## **第3号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件**

議 長 ～ 5番 申請者  
6番 申請者  
7番 申請者  
8番 申請者  
9番 申請者  
10番 申請者

以上6件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 ～ 5番から10番につきましては、相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。

5番

現地案内図は、4ページ、5番です。

7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員～ 10月16日、11番小川委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ナス、キュウリ、ネギ、サトイモ、ダイコンが作付けされていました。問題ございません。

事務局～ 6番

現地案内図は、5ページ、6番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 10月16日、15番高橋委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、カキ、ネギ、ブルーベリー、サトイモ、サツマイモが作付けされていました。管理された畑であり、問題ございません。

事務局～ 7番

現地案内図は、6ページ、7番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 10月16日、15番高橋委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、カキ、ミカン、キウイ、ウメ、紫イモが作付けされていました。下草もなく、非常によく管理された畑で問題ございません。

事務局～ 8番

現地案内図は、7ページ、8番です。

7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員～ 10月16日、11番小川委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ウメ、クリ、サトイモ、タマネギが作付けされていました。問題ございません。

事務局～ 9番

現地案内図は、8ページ、9番です。

7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員～ 10月16日、11番小川委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ラッカセイ、ナス、ピーマン、ニンジンが作付けされていました。

事務局～ 10番

現地案内図は、9ページ、10番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 10月16日、15番高橋委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ブルーベリーが作付けされていました。下草もなく、問題ございません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上6件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。  
以上が今月の議案でございます。  
次に、9月11日から10月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

### 専決処理規程による会長専決の報告について

#### 第1号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議 長～ 11番 申請者  
12番 申請者

以上2件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第4条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

事務局～ 11番  
現地案内図は、10ページ、11番です。  
転用目的は共同住宅です。現況は宅地でございます。

事務局～ 12番  
現地案内図は、11ページ、12番です。  
転用目的は専用住宅です。現況は畑及び一部宅地でございます。

以上2件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を10月4日及び10月13日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

## 第2号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議 長～

- 13番 譲受人  
譲渡人
- 14番 譲受人  
譲渡人

以上2件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

13番

現地案内図は12ページ、13番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

14番

現地案内図は13ページ、14番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

以上2件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を9月25日及び10月13日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

## 生産緑地の取得あっせんについて

議 長～ 生産緑地の取得あっせんについて4件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

15番

現地案内図は、14ページ、15番です。

16番

現地案内図は、15ページ、16番です。

17番

現地案内図は、16ページ、17番です。

18番

現地案内図は、17ページ、18番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりです。

以上でございます。

**議 長** ～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。